

インフルエンザの出席停止期間について 再度ご確認ください。

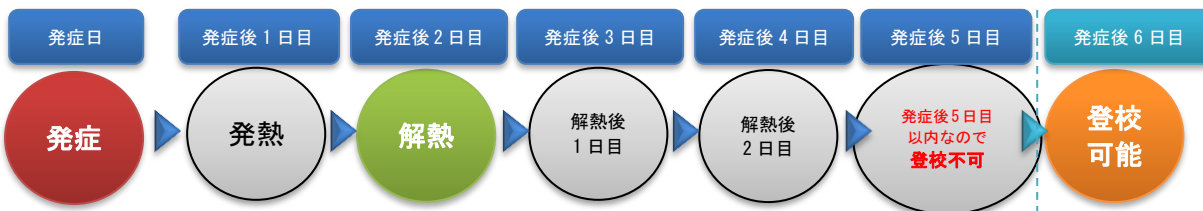


インフルエンザによる学校の出席停止期間

**発症した後5日を経過し、かつ、
解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで**

以前は「解熱後2日を経過するまで」でしたが、学校保健安全法施行規則第十九条の改正により、「発症した後5日間が経過していること」も条件になりました。

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。